

○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件（平成十九年総務省告示第六百五十一号）の一部を改正する告示案 新旧対照表  
（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下（注1）	二〇ワット以下（ <u>チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下</u> ）
(略)	(略)

注1・2 (略)

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下	四〇〇ミリワット以下（ <u>中継を行うものであつて陸上移動局と通信を行う場合にあつては二〇〇ミリワット以下</u> ）
(略)	(略)

注1～3 (略)

(2) (略)

(三) (略)

2 隣接チャンネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1)・(2) (略)

(3) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から(H)二〇MHz離れた周波数を中心とする(H)九・七五MHzの帯域内に放射される平均電力が、六デシベル以下

(二) 陸上移動局の送信装置

一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局 であつて、送信パルス長が五ミリ秒のものの無線設備

1 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下（注1）	二〇ワット以下
(略)	(略)

注1・2 (略)

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下	四〇〇ミリワット以下（ <u>中継を行う場合にあつては二〇〇ミリワット以下</u> ）
(略)	(略)

注1～3 (略)

(2) (略)

(三) (略)

2 隣接チャンネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1)・(2) (略)

(二) 陸上移動局の送信装置 （中継を行うものを除く。）

- (1) チャンネル間隔が五MHzのもの  
搬送波の周波数から(14)五MHz離れた周波数を中心とする(14)二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)一デシベル以下
- (2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの  
搬送波の周波数から(14)一〇MHz離れた周波数を中心とする(14)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)三デシベル以下
- (3) チャンネル間隔が二〇MHzのもの  
搬送波の周波数から(14)二〇MHz離れた周波数を中心とする(14)九・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)三デシベル以下

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。  
(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔 (略)	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値 (f) (略)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力 (略)
二〇MHz	三〇MHz以上五〇MHz未満	(一)二デシベル以下の値

注 fの単位はMHzとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

- (1) チャンネル間隔が五MHzのもの  
搬送波の周波数から(14)五MHz離れた周波数を中心とする(14)二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(5)デシベル以下
- (2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの  
搬送波の周波数から(14)一〇MHz離れた周波数を中心とする(14)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(3)デシベル以下

(三) 陸上移動局の送信装置 (中継を行うものに限る。)

- (1) チャンネル間隔が五MHzのもの  
搬送波の周波数から(14)五MHz離れた周波数を中心とする(14)二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下
- (2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの  
搬送波の周波数から(14)一〇MHz離れた周波数を中心とする(14)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、〇デシベル以下

(四) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(三)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。  
(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔 (略)	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値 (f) (略)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力 (略)
(略)	(略)	(略)

注 fの単位はMHzとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値 (f)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
五MHz	七・五MHz以上八MHz未満	次式による値以下の値 $-23 - 2.28 \times (f - 7.5)$ デシベル
	八MHz以上一七・五MHz未満	次式による値以下の値 $-24 - 1.68 \times (f - 8)$ デシベル
	一七・五MHz以上二二・五MHz未満	(一) 四〇デシベル以下の値
一〇MHz	一五MHz以上二〇MHz未満	次式による値以下の値 $-24 - 32 / 19 \times (f - 10.5)$ デシベル
	二〇MHz以上二五MHz未満	(一) 四〇デシベル以下の値
	三〇MHz以上三五MHz未満	(一) 二五デシベル以下の値
二〇MHz	三五MHz以上五〇MHz未満	(一) 三〇デシベル以下の値

注 fの単位はMHzとする。

(三) (略)

4 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

基地局	陸上移動局(中継を行うものを除く。)
(略)	(略)
一・五ミリ秒	一・五ミリ秒
一・九五ミリ秒	三・〇五ミリ秒

注1~3 (略)

5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値 (f)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
五MHz	七・五MHz以上八MHz未満	次式による値以下の値 $-20 - 2.28 \times (f - 7.5)$ デシベル
	八MHz以上一七・五MHz未満	次式による値以下の値 $-21 - 1.68 \times (f - 8)$ デシベル
	一七・五MHz以上二二・五MHz未満	(一) 三七デシベル以下の値
一〇MHz	一五MHz以上二〇MHz未満	次式による値以下の値 $-21 - 32 / 19 \times (f - 10.5)$ デシベル
	二〇MHz以上二五MHz未満	(一) 三七デシベル以下の値

注 fの単位はMHzとする。

(三) (略)

4 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

基地局	陸上移動局(中継を行うものを除く。)
(略)	(略)

注1~3 (略)

5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。

(一) 基地局の送信装置

周波数 (f)	(略)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
二、五三五 MHz 以上 (注)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	
注	チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上、チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限る。 陸上移動局の送信装置	
周波数 (f)	不要発射の強度の許容値	
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六デシベル以下の値	
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六デシベル以下の値	
三〇 MHz 以上一、〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六デシベル以下の値	
一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六デシベル以下の値	
二、五〇五 MHz 以上二、五三〇 MHz 未満	一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合	

周波数 (f)	(略)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
二、五三五 MHz 以上二、六三〇 MHz 未満 (注)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	
二、六三〇 MHz 以上二、六三四・七五 MHz 以上 二、六五五 MHz 未満 二、六五五 MHz 以上	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	
注	チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上となる周波数帯に限る。 陸上移動局の送信装置	
周波数 (f)	不要発射の強度の許容値	
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	
三〇 MHz 以上一、〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	
一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	
二、五〇五 MHz 以上二、五三〇 MHz 未満	一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合	

	<p>二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満</p>
<p>(一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $1.7 \times f - 43.41 \text{ デシベル}$ <p>fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位 MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p>

	<p>二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満</p>
<p>(一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三七デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $1.7 \times f - 43.38 \text{ デシベル}$ <p>fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位 MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p>

<p>二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満(注)</p>	<p>(三) 送信装置の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>
<p>二、六五五MHz以上</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値</p>

注 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限る。

<p>二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)</p>	<p>(三) 送信装置の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>
<p>二、六三〇MHz以上二、六三〇・五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値  <math display="block">-13-8/3.5 \times (f-2627) \text{ デシベル}</math> <math display="block">f \text{ は、送信装置に使用する電波の周波数(単位: MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。}</math> </p>
<p>二、六三〇・五MHz以上二、六四〇MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値  <math display="block">-21-16/9.5 \times (f-2630.5) \text{ デシベル}</math> <math display="block">f \text{ は、送信装置に使用する電波の周波数(単位: MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。}</math> </p>
<p>二、六四〇MHz以上二、六五五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三七デシベル以下の値</p>
<p>二、六五五MHz以上</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>

注 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上となる周波数帯に限る。

6 (三) 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。  
(略)

6 (三) 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。  
(略)

(一) 基地局の送信装置

- (1)・(2) (略)

(3) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から  $\text{MHz}$  及び  $\text{MHz}$  離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) (略)

759 (略)

10 陸上移動局(再生中継方式(受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式)をいう。以下同じ。)以外の中継方式による中継を行うものに限る。)の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

- (一) (三) (略)

(一) 基地局の送信装置

- (1)・(2) (略)

(二) (略)

759 (略)

10 陸上移動局(再生中継方式(設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式)をいう。以下同じ。)以外の中継方式による中継を行うものに限る。)の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

- (一) (三) (略)

二 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの(二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備  
1 不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム(送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものに限る。)の無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては(二)の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては(一)の許容値を、それぞれ適用する。

(一) 基地局の送信装置	不要発射の強度の許容値
周波数 (f)	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が
九kHz以上一五〇kHz未満	(一)一三デシベル以下の値
満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力
一五〇kHz以上三〇MHz未満	が(二)一三デシベル以下の値
未満	

三〇MHz以上一、〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四四デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上二、六三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 $-22 - 5 / 3 \times (f - 2626) \text{ デシベル}$ fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位 MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものである。
二、六三五MHz以上二、六四〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 $-37 - 2 \times (f - 2635) \text{ デシベル}$ fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位 MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものである。
二、六四〇MHz以上二、六五五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 $-47 - (f - 2640) \text{ デシベル}$ fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位 MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものである。
二、六五五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあっては離調周波数が二二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が二五MHz以上となる周波数帯に限る。

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五二〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 四二デシベル以下の値
二、五二〇MHz以上二、五三〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が 次式による値以下の値 $-42 + 0.75 \times (f - 2520) \text{ デシベル}$ fは、送信装置に使用する電波の周波数 (単位 MHz) のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が 次式による値以下の値 $-34.5 + 1.5 \times (f - 2530) \text{ デシベル}$ fは、送信装置に使用する電波の周波数 (単位 MHz) のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上二、六三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が 次式による値以下の値 $-22 - (f - 2630) \text{ デシベル}$ fは、送信装置に使用する電波の周波数 (単位 MHz) のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、六三五MHz以上二、	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が

六四〇MHz未満	<p>次式による値以下の値</p> $-27 - 3 / 2 \times (f - 2635) \text{ デシベル}$ <p>fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位 MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p>
二、六四〇MHz以上二、六五〇MHz未満	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $-34.5 - 3 / 4 \times (f - 2640) \text{ デシベル}$ <p>fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位 MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p>
二、六五〇MHz以上二、六五五MHz未満	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下の値</p>
二、六五五MHz以上	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>

注 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあっては離調周波数が二二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が二五MHz以上となる周波数帯に限る。

2| 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム(送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものに限る。)の無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局へ送信する場合にあっては次表に定める陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあっては次表に定める基地局の許容値を、それぞれ適用する。

無線局の種類	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	<p>隣接チャネル漏えい電力の許容値</p> <p>一 離調周波数が五MHzのときの(ハ)</p> <p>二・四五MHzの帯域内における平均電力が空中線電力より四五デシベル低い値又は(一)二デシベル以下の値</p> <p>二 離調周波数が七・五MHz以上一〇MHz未満の周波数帯にあっては、任</p>
五MHz	<p>チャンネル間隔</p>

	<p>意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $-7 - 4 \times   \Delta f   \text{ デシベル}$ <p><math>\Delta f</math>は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p> <p>三 離調周波数が10MHz以上11.5MHz未満の周波数帯にあっては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $-27 - 2 \times   \Delta f   \text{ デシベル}$ <p><math>\Delta f</math>は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
10 MHz	<p>一 離調周波数が10MHzのときの(1)四・七五MHzの帯域内における平均電力が空中線電力より四五デシベル低い値又は(二)ニデシベルである場合。</p> <p>二 離調周波数が15MHz以上20MHz未満の周波数帯にあっては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $-7 - 2 \times   \Delta f   \text{ デシベル}$ <p><math>\Delta f</math>は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p> <p>三 離調周波数が20MHz以上25MHz未満の周波数帯にあっては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $-27 -   \Delta f   \text{ デシベル}$ <p><math>\Delta f</math>は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>

陸上移動局	五MHz	<p>一 離調周波数が五MHzのときの(十)二・四五MHzの帯域内における平均電力が空中線電力より三三デシベル低い値又は(二)一〇デシベル以下の値</p> <p>二 離調周波数が七・五MHz以上一〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $-3-3.2 \times   \Delta f   \text{ デシベル}$ <p><math>\Delta f</math>は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p> <p>三 離調周波数が一〇MHz以上一二・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅に平均電力が次式による値以下の値</p> $-21-1.4 \times   \Delta f   \text{ デシベル}$ <p><math>\Delta f</math>は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p> <p>一 離調周波数が一〇MHzのときの(十)四・七五MHzの帯域内における平均電力が空中線電力より三三デシベル低い値又は(二)一〇デシベル以下の値であること。</p> <p>二 離調周波数が一五MHz以上二〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $-3-1.6 \times   \Delta f   \text{ デシベル}$ <p><math>\Delta f</math>は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p> <p>三 離調周波数が二〇MHz以上二五</p>
	一〇MHz	

- 二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備
  - 1 (略)
  - 2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。
    - (一) (二) (略)
    - (三) 陸上移動局の送信装置（中継を行うものに限る。）
      - (1) チャネル間隔が二・五MHzのもの
        - 一 搬送波の周波数から(十)二・五MHz離れた周波数を中心とする(十)一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下
        - 二 チャネル間隔が五MHzのもの
      - (2) 搬送波の周波数から(十)五MHz離れた周波数を中心とする(十)二・一

MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値  

$$-21 - 0.7 \times | \Delta f | \text{ デシベル}$$

$$\Delta f$$
 は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数（単位MHz）とする。

- 3 基地局の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。
  - (一) チャネル間隔が五MHzのもの
    - 希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(十)五MHz及び(十)一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。
  - (二) チャネル間隔が一〇MHzのもの
    - 希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(十)一〇MHz及び(十)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。
- 4 送信バーストの送信時刻が設定される場合は、当該送信時刻と基地局が送信バーストを送信する時刻との偏差は(十)一〇マイクロ秒以内であること。
- 三 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備
  - 1 (略)
  - 2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。
    - (一) (二) (略)

五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下  
 (3) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(十)一〇MHz離れた周波数を中心とする(十)五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下  
 (4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から(十)二〇MHz離れた周波数を中心とする(十)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下  
 (四) (略)

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。  
 (一)・(二) (略)  
 (三) 陸上移動局の送信装置(中継を行うものに限る。)

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	(一)一〇デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一一・五MHz未満	(一)二五デシベル以下
一〇MHz	一五MHz以上二〇MHz未満	(一)三〇デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上三五MHz未満	(一)二五デシベル以下
	三五MHz以上五〇MHz未満	(一)三〇デシベル以下

4 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。  
 (一) 二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合

基地局	陸上移動局(中継を行うものを除く。)
次式による値以下の値 M×625マイクロ秒	次式による値以下の値 N×625マイクロ秒
次式による値以下の値 O×1000マイクロ秒	次式による値以下の値 P×1000マイクロ秒

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。  
 (一)・(二) (略)  
 (三) (略)

(三) (略)

4 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。  
 (一) 二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合

基地局	陸上移動局(中継を行うものを除く。)
次式による値以下の値 M×625マイクロ秒	次式による値以下の値 N×625マイクロ秒

注1 M及びNは自然数とし、MとNの合計が4、8又は16であること。  
 2 O及びPは小数を含む正の数とし、OとPの合計が5又は10であること。

(一) 基地局の送信装置  
 (二) (略)  
 5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 二二デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)  
 (二) 陸上移動局の送信装置

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
(略)	(略)

注 M及びNは自然数とし、MとNの合計が4、8又は16であること。

(一) 基地局の送信装置  
 (二) (略)  
 5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 二二デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上二、六五五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)  
 (二) 陸上移動局の送信装置 (中継を行うものを除く。)

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上二、六四〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が 次式による値以下の値 $-20 - (f - 2630) \text{ デシベル}$ fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位 MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、六四〇MHz以上二、六五五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
(略)	(略)

6  
5  
10 (三) 注  
(略) (略)

6  
5  
10 (三) 注  
(略) (略)

四 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては(二)の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては(一)の許容値を、それぞれ適用する。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

(二) 陸上移動局の送信装置

注 システム間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一一・五MHz以上、システム間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二・五MHz以上となる周波数帯に限る。

九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)三〇デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上二、六五五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)三〇デシベル以下の値
二、六五五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下の値

注 システム間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、システム間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二・五MHz以上となる周波数帯に限る。

2)

隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては次表に定める陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては次表に定める基地局の許容値を、それぞれ適用する。

無線局の種類	システム間隔	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	五MHz	一 離調周波数が二・八二二五MHz以上三・四三七五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域内における平均電力が(一)九・二デシベル以下の値 二 離調周波数が三・四三七五MHz以上七・五MHz未満の周波数帯にあつ

	陸上移動局
一〇MHz	五MHz
<p>では、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・二デシベル以下の値</p> <p>三 離調周波数が七・五MHz以上一・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値</p> <p>一 離調周波数が五・三一二五MHz以上五・九三七五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域内における平均電力が(二)九・二デシベル以下の値</p> <p>二 離調周波数が五・九三七五MHz以上一〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一六・二デシベル以下の値</p> <p>三 離調周波数が一〇MHz以上二五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値</p>	<p>一 空中線電力が〇・一六ワット以下の無線設備</p> <p>(一) 離調周波数が二・八一二五MHz以上三・四三七五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域内における平均電力が(二)一三デシベル以下の値</p> <p>(二) 離調周波数が三・四三七五MHz以上四・〇六二五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値</p>

	一〇 MHz	
		<p>一 空中線電力が〇・一六ワット以下の無線設備</p> <p>二 空中線電力が〇・一六ワットを超え〇・五ワット以下の無線設備</p> <p>三 離調周波数が二・八一二五MHz以上三・四三七五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域内における平均電力が(一)八デシベル以下の値</p> <p>四 離調周波数が三・四三七五MHz以上四・〇六二五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)一八デシベル以下の値</p> <p>五 離調周波数が四・〇六二五MHz以上七・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二デシベル以下の値</p> <p>六 離調周波数が七・五MHz以上一〇・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p> <p>七 離調周波数が四・〇六二五MHz以上七・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二デシベル以下の値</p> <p>八 離調周波数が七・五MHz以上一〇・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p> <p>九 離調周波数が四・〇六二五MHz以上七・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二デシベル以下の値</p> <p>一〇 離調周波数が七・五MHz以上一〇・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>

- 二  
え〇・五ワット以下の無線設備
- (一) 離調周波数が五・三一二五MHz以上五・九三七五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域内における平均電力が(二)八デシベル以下の値
  - (二) 離調周波数が五・九三七五MHz以上六・五六二五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一八デシベル以下の値
  - (三) 離調周波数が六・五六二五MHz以上一〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一八デシベル以下の値
  - (四) 離調周波数が一〇MHz以上二五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値
- 空中線電力が〇・一六ワットを超える

3| 基地局の相互変調特性は次のとおりとする。

(一) 五MHzシステムのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(1)五MHz及び(11)MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(二) 一〇MHzシステムのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(11)一〇MHz及び(11)(12)MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4| 送信バースト長は、次表に定めるとおりとする。

基地局	陸上移動局
三・二七ミリ秒	一・六三五ミリ秒

注1 送信バースト長の許容値は、基地局送信バースト長にあつては(11)二マイクログ秒、陸上移動局送信バースト長にあつては(11)四マイクログ秒であること。

2| 二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。

あつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二デシベル以下の値

(四) 離調周波数が一〇MHz以上二五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値